

制定 平成21年9月30日 中国運輸局公示第72号
改正 平成22年4月1日 中国運輸局公示第2号
改正 平成26年1月24日 中国運輸局公示第82号
改正 平成27年10月1日 中国運輸局公示第54号
改正 平成28年9月30日 中国運輸局公示第38号
改正 令和2年9月30日 中国運輸局公示第34号
改正 令和3年9月30日 中国運輸局公示第46号
改正 令和5年9月29日 中国運輸局公示第48号

公 示

一般乗用旅客自動車運送事業に係る準特定地域において 定められた新規参入に係る最低車両数について

平成26年1月24日付け中国運輸局公示第78号「準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化の推進のために監督上必要となる措置等の実施について」Ⅱ. 3. (1) ②の最低車両数について下記のとおり公示する。

平成21年9月30日

中国運輸局長 原 克彦

記

【平成26年1月27日以降に処分をするもの】

広島県

広島交通圏	40両
呉市A	20両
東広島市	20両
尾道市	20両
福山交通圏	30両

鳥取県

鳥取交通圏	20両
-------	-----

米子交通圏 20両

島根県

松江市 20両

出雲市 20両

岡山県

岡山市 40両

倉敷交通圏 30両

津山市 20両

山口県

下関市 20両

宇部市 20両

山口市 20両

周南市 20両

防府市 20両

岩国交通圏 20両

附 則

この公示は、平成21年10月1日以降に処分をするものから適用する。

附 則（平成22年4月1日）

この公示は、平成22年4月1日以降に処分をするものから適用する。

附 則（平成26年1月24日）

この公示は、平成26年1月27日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成27年10月1日）

この公示は、平成27年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（平成28年9月30日）

この公示は、平成28年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和2年9月30日）

この公示は、令和2年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和3年9月30日）

この公示は、令和3年10月1日以降に処分するものから適用する。

附 則（令和5年9月29日）

この公示は、令和5年10月1日以降に処分するものから適用する。